

議案第65号

多可町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

多可町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年6月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町水道事業給水条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町水道事業給水条例（平成17年多可町条例第183号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町水道事業給水条例の新旧対照表

現 行	改 正
(工事の施行) 第9条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 _____ _____ 2～4 (略)	(工事の施行) 第9条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りではない。</u> 2～4 (略)